

自転車の一定の交通違反に

いわゆる「青切符」が導入

令和8年4月1日から 対象年齢 16歳以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。
なお、**酒気帯び運転等の重大な違反**については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象となる行為 **113種類**

① 通行区分違反（右側通行）	② 通行区分違反（歩道通行）	③ 道断踏切立入り
④ 並進	⑤ 通行禁止違反（進入禁止）	⑥ 通行禁止違反（一方通行）
⑦ 信号無視	⑧ 携帯電話使用等（保持）	⑨ 指定場所一時不停止
⑩ 公安委員会遵守事項違反（急し運転）	⑪ 公安委員会遵守事項違反（周りの音が聞こえない）	⑫ 交差点右左折方法違反

反則金額は原付バイクと同等（最高額12,000円）

詳しくは、福岡県警察のホームページに掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。

福岡県警察

※「交通反則通告制度」のこと。

自転車を利用する皆さん
自転車は車両の仲間です

注意喚起!! 全国的に

青切符、新制度をかたる詐欺が発生!

そんなことあるの?

警察だ! お前は今、交通違反をしたぞ! 金を払え!

ちょっと待って!
その場で反則金の要求=詐欺です!

警察官が現場で反則金（お金）を受け取ることは**絶対**にありません!
警察官をかたる不審な人から声を掛けられたり、お金を求められたら、すぐに110番をしましょう。

福岡県警察

【福岡県警察本部ホームページ掲載資料を転載】

～自転車の交通違反に対する「青切符」が導入～
警察官をかたった「青切符詐欺」に注意

自転車による交通事故を防ぐために道路交通法が改正され、本年4月1日から、自転車の「交通反則通告制度(青切符)」が導入されています。

制度の対象は、交通事故につながる「信号無視」や「一時不停止」などの113の形態です。

自転車の交通ルールを守りましょう。

なお、もしも検挙された場合は、警察官から、いわゆる「青切符」と「納付書」が交付され、反則金は「納付書」によって金融機関で支払うこととなります。

最近、他県では、警察官をかたる者から、交通違反を指摘されて、現場において「反則金」名目で現金をだまし取られる事案が発生しています。

警察が現場で反則金(現金)を受け取ることは絶対ではありません。

「その場での反則金の要求=詐欺」です。

警察官をかたる不審者から声をかけられたり、現金を求められたら「110番通報」をしましょう。